【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年４月10日
【会社名】	株式会社ライフコーポレーション
【英訳名】	LIFE CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼ＣＥＯ　清水 信次
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋本町三丁目６番２号 同所は登記上の本店所在地で実際の業務は下記で行っております。 大阪市東淀川区東中島一丁目19番４号（大阪本社）
【電話番号】	06(6815)2600（大代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理統括本部副本部長兼財経本部長　内田 良一
【最寄りの連絡場所】	東京都台東区台東一丁目２番16号（東京本社）
【電話番号】	03(5807)5111（代表）
【事務連絡者氏名】	首都圏経理部長　松本 圭司
【縦覧に供する場所】	株式会社ライフコーポレーション大阪本社 （大阪市東淀川区東中島一丁目19番４号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目８番16号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

１【提出理由】

当社は、平成24年４月10日開催の当社取締役会において、日本フード株式会社（以下「日本フード」といいます。）を当社の株式交換完全子会社とし、効力発生日を平成24年５月15日とする株式交換についての株式交換契約を締結することを決定いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第６号の２の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

２【報告内容】

イ．当該株式交換の相手会社についての事項

① 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号　　：日本フード株式会社
本店の所在地：東京都中央区日本橋本町三丁目６番２号
代表者の氏名：代表取締役社長　高橋 典久
資本金の額 ： 400百万円（平成24年２月29日現在）
純資産の額 ：1,941百万円（平成24年２月29日現在）
総資産の額 ：2,665百万円（平成24年２月29日現在）
事業の内容 ：食料品の製造・販売

② 最近３年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

（単位：百万円）

決算期	平成22年２月期	平成23年２月期	平成24年２月期
売上高	7,815	8,049	8,249
営業利益	209	59	235
経常利益	293	146	319
当期純利益	163	67	166

③ 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（%）
清水 信次	50.00
日本青果株式会社	25.00
暉青物産有限会社	25.00

（注） 上記は、平成24年２月29日時点の大株主の状況です。

④ 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係 該当事項はありません。
人的関係 日本フードの代表取締役会長清水信次氏は、当社の代表取締役会長兼ＣＥＯであり、代表取締役社長高橋典久氏は、当社の取締役であり、取締役大山綱明氏は当社の取締役相談役です。
取引関係 当社は日本フードより商品の供給を受け、商品配送の代行を行っております。

ロ．当該株式交換の目的

日本フードは首都圏・近畿圏において、食料品の製造・販売を行っている会社であり、販売先は当社に限定されております。

今回の株式交換による完全子会社化の目的は、少子高齢化の進行等を背景とした、いわゆる中食マーケットの伸張を踏まえ、将来にわたる当社成長戦略の核となる惣菜部門の強化により、お客様へのより安全・安心な製品の提供と商品力の向上及び生産性の改善を図ることで、企業価値の向上と株主利益の増大を目指すことにあります。

ハ．当該株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

① 株式交換の方法

平成24年４月10日に締結した株式交換契約書に基づき、平成24年５月15日を株式交換の効力発生日として、日本フードの株主が有する日本フードの普通株式を当社に移転させ、日本フードの株主に対して当社が発行する普通株式を割当て交付します。これにより、日本フードは当社の完全子会社となります。

② 株式交換に係る割当ての内容

日本フードの普通株式１株に対して、当社の普通株式0.173株を割当て交付します。

なお、日本フードの株主に割当交付する普通株式は、当社が所有する自己株式をもって行い、新株の発行はいたしません。

③ その他の株式交換契約の内容

当社が、日本フードとの間で平成24年４月10日付で締結した株式交換契約書の内容は次のとおりです。

株式交換契約書

株式会社ライフコーポレーション（以下「甲」という。）と、日本フード株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり株式交換契約を締結する。

第１条（株式交換当事会社）

甲（住所 東京都中央区日本橋本町三丁目６番２号）および乙（住所 東京都中央区日本橋本町三丁目６番２号）は、甲を乙の完全親株式会社、乙を甲の完全子株式会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行う。

第２条（株主に対する普通株式の割当て）

甲は、本株式交換に際してその保有する自己の普通株式1,384,000株を、株式交換の効力発生日の前日における乙の株主名簿に記載または記録された株主であって甲および乙を除く株主に対し、その所有する乙の普通株式１株につき甲の普通株式0.173株の割合をもって割当交付する。

第３条（資本金および資本準備金の額）

本株式交換による甲の資本金および資本準備金は増減しない。

第４条（株式交換の効力発生日）

本株式交換の効力発生日は、平成24年５月15日とする。ただし、本株式交換の手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議のうえこれを変更することができる。

第５条（株式交換承認株主総会）

(1) 乙は、平成24年４月27日に株主総会（以下「株式交換契約承認株主総会」という。）を招集し、本株式交換契約の承認および本株式交換に必要な事項に関する決議を求める。ただし、本株式交換手続上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上その日を変更することができる。

(2) 甲は、会社法第796条第３項の規定により、株式交換契約について、甲の株主総会の承認を得ないで株式交換を行う。

第６条（会社財産の管理等）

甲および乙は、本株式交換契約締結後本株式交換の効力発生日前日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってその業務の執行および財産の管理、運用を行い、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し合意のうえ、これを行う。

第７条（本株式交換条件の変更および本株式交換契約の解除）

本株式交換契約締結の日から本株式交換の効力発生日の前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲または乙の資産状態、経営状態に重要な変動を生じたときは、甲乙協議のうえ本株式交換条件を変更し、または本株式交換契約を解除することができる。

第８条（本株式交換契約の効力）

本株式交換契約は、株式交換契約承認株主総会の承認または法令に定められた関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

第９条（本株式交換契約に定めのない事項）

本株式交換契約に定める事項のほか、本株式交換に関し必要な事項は、本株式交換契約の趣旨にしたがい、甲乙協議のうえこれを定める。

本株式交換契約締結の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成24年４月10日

甲 東京都中央区日本橋本町三丁目６番２号
株式会社ライフコーポレーション
代表取締役社長　岩崎 高治

乙 東京都中央区日本橋本町三丁目６番２号
日本フード株式会社
代表取締役社長　高橋 典久

ニ．株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

本株式交換の株式交換比率の算定については、その公正性、妥当性を確保するため、第三者算定機関に専門家の意見を求めることとし、朝日ビジネスソリューション株式会社を選定しました。

朝日ビジネスソリューション株式会社は、当社の株価については、株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（平成24年４月６日を算定基準日とし、算定基準日以前の１か月間の株式会社東京証券取引所における株価終値の平均値に基づき算定）を、一方、日本フードの株価については、非上場株式であることを考慮し修正簿価純資産方式を採用いたしました。

両社は、朝日ビジネスソリューション株式会社による株式価値算定結果を参考にして協議の結果、本株式交換における株式交換比率について前記のとおり合意いたしました。

なお、朝日ビジネスソリューション株式会社は当社及び日本フードの関連当事者には該当いたしません。

ホ．当該株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号　　：株式会社ライフコーポレーション
本店の所在地：東京都中央区日本橋本町三丁目６番２号
代表者の氏名：代表取締役会長兼ＣＥＯ　清水 信次
資本金の額　：10,004百万円
純資産の額　：現時点では確定しておりません。
総資産の額　：現時点では確定しておりません。
事業の内容　：食料品の製造・販売を中心に生活関連用品及び衣料品等の総合小売業を主とし、他に損害保険代理業及び教育事業を行っております。